

「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」のうち「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性基準に関する技術的条件」の検討開始について

1. 検討の背景

地上系の放送、衛星系の放送、有線放送に関し、放送中止事故等を未然に防ぐなどの措置を行うことを求める観点から、安全・信頼性に関する規定として、予備機器の配備、停電対策、故障検出、応急復旧機材の配備等を共通に定めている。

サイバーセキュリティの確保については、現在は安全・信頼性に関する規定として明文化されていないものの、事故原因がサイバーセキュリティに関するものへの対応も含まれており、従来、各放送事業者において対策が進められている。

一方、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次計画」（平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部改定）等において「安全等を維持する観点から、サイバーセキュリティ対策を関係法令等における保安規制として位置づけるなど、制度的枠組みを適切に改善」することとされている。

これを受け、昨今のサイバー攻撃の多様化や 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会への対応を見据え、放送設備のサイバーセキュリティの確保に関する技術的条件の検討を開始する。

2. 検討事項

平成 22 年 12 月 21 日付け諮問第 2031 号「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」のうち「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性基準に関する技術的条件」

3. 検討体制

放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件を担当する既設の「放送システム委員会」（主査：伊丹 誠 東京理科大学基礎工学部教授）において検討を行う。また、委員会が必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるため、既設の「放送設備安全信頼性検討作業班」において検討項目の明確化等を行う。

4. 答申を予定する時期

令和元年 11 月

「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件」のうち 「サイバーセキュリティの確保に関する技術的条件」の検討開始について

- ✓ 地上系の放送、衛星系の放送、有線放送に関し、放送中止事故等を未然に防ぐなどの措置を行うことを求める観点から、安全・信頼性に関する規定として、予備機器の配備、停電対策、故障検出、応急復旧機材の配備等を共通に定めている。
- ✓ サイバーセキュリティの確保については、現在は安全・信頼性に関する規定として明文化されていないものの、事故原因がサイバーセキュリティに関するものへの対応も含まれており、従来より各放送事業者において対策が進められている。
- ✓ 一方、「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次計画」(平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部改定)等において「安全等を維持する観点から、サイバーセキュリティ対策を関係法令等における保安規制として位置づけるなど、制度的枠組みを適切に改善」することとされている。これを受け、昨今のサイバー攻撃の多様化や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への対応を見据え、放送設備のサイバーセキュリティの確保に関する技術的条件の検討を開始する。

放送法における安全・信頼性に関する規定

- 安全・信頼性の技術基準及びそれに対する適合維持義務 (法第111条、第112条、第121条、第136条)
- 重大事故が発生した場合における報告 (法第113条、第122条、第137条)
- 設備状況に関する報告 (法第115条、第124条、第139条)

放送法施行規則における安全・信頼性に関する規定

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 第104条 予備機器等 | 第111条 防火対策 |
| 第105条 故障検出 | 第112条 屋外設備 |
| 第106条 試験機器及び応急復旧機材の配備 | 第113条 放送設備を収容する建築物 |
| 第107条 耐震対策 | 第114条 耐雷対策 |
| 第108条 機能確認 | 第115条 宇宙線対策 |
| 第109条 停電対策 | |
| 第110条 送信空中線に起因する誘導対策 | |

○サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号) (定義)

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式(以下この条において「電磁的方式」という。)により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。)が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。